

評価倍率表（ゴルフ場用地等用）

1 市街化区域及びそれに近接する地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 83（ゴルフ場の用に供されている土地の評価）の(1)の定めにより、「そのゴルフ場用地が宅地であるとした場合の 1 平方メートル当たりの価額」を算出する場合に使用するものです（同 83－2（遊園地等の用に供されている土地の評価）のただし書で準用する場合の遊園地等用地を評価する場合も含みます。）。

次表に掲げるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\left(\begin{array}{c} \text{そのゴルフ場用地等の} \\ \text{1 平方メートル当たり} \\ \text{の固定資産税評価額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{次表に} \\ \text{掲げる} \\ \text{倍 率} \end{array} \right) \times \text{地積} \times \frac{60}{100} - \left(\begin{array}{c} \text{ゴルフ場用地等を} \\ \text{宅地に造成する場} \\ \text{合の造成費相当額} \end{array} \right) \times \text{地積}$$

- (注) 1 ゴルフ場用地等を宅地に造成する場合の造成費相当額は、市街地農地等の評価に係る宅地造成費を適用します。
- 2 次の①及び②以外のゴルフ場用地（いわゆるミニゴルフ場用地）を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。
- ① 地積が 10 万平方メートル以上でホール数が 18 以上あり、かつ、ホールの平均距離が 100 メートル以上のもの
- ② ホール数が 9 ～17 でホールの平均距離が 150 メートル以上のもの
- また、地積が 10 万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音 順	ゴ ル フ 場 用 地 等 の 名 称	固定資産税評価額 に乗ずる倍率
	該当なし	倍

(注) 路線価地域にあるゴルフ場用地等については、路線価により評価します。

2 上記 1 以外の地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 83 の(2)の定めによりゴルフ場用地を評価する場合に使用するものです（同 83－2 のただし書で準用する場合の遊園地等用地を含みます。）。

次表に掲げる地域にあるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\text{そのゴルフ場用地等の固定資産税評価額} \times \text{次表に掲げる倍率}$$

令和元年分 (群馬県)

(注) 次の①及び②以外のゴルフ場用地（いわゆるミニゴルフ場用地）を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

① 地積が 10 万平方メートル以上でホール数が 18 以上あり、かつ、ホールの平均距離が 100 メートル以上のもの

② ホール数が 9 ～17 でホールの平均距離が 150 メートル以上のもの

また、地積が 10 万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音 順	適 用 地 域 等			固定資産税評 価額に乗ずる 倍 率 倍
あ	安中市	ゴルフ場用地	1 熱海倶楽部東軽井沢ゴルフコース	2.7
			2 下秋間カントリークラブ、ヴィレッジ東 軽井沢ゴルフクラブ	2.5
			3 太平洋クラブ&アソシエイツ高崎コー ス	2.0
			4 高梨子倶楽部	2.9
			5 上記以外	2.4
お	太田市	ゴルフ場用地		2.4
か	甘楽町	ゴルフ場用地	1 甘楽カントリークラブ	2.8
			2 上記以外	2.9
		遊園地等用地		2.4
き	桐生市	ゴルフ場用地		3.0
く	草津町	ゴルフ場用地		2.3
し	渋川市	ゴルフ場用地	1 伊香保カントリークラブ、伊香保国際カ ンツリークラブ	2.1
			2 しぶかわカントリークラブ	1.9
			3 上記以外	2.3
	下仁田町	ゴルフ場用地		2.4
	昭和村	ゴルフ場用地		2.2
	榛東村	ゴルフ場用地		3.5
た	高崎市	ゴルフ場用地	1 榛名の森カントリークラブ、ローランド ゴルフ倶楽部	2.7
			2 サンコー72カントリークラブ、関越ハイ ランドゴルフクラブ	3.0
			3 吉井カントリークラブ	2.9

令和元年分
(群馬県)

音 順	適 用 地 域 等			固定資産税評 価額に乗ずる 倍 率
た	高崎市	ゴルフ場用地	4 上記以外	2.6
	高山村	ゴルフ場用地	1 上毛カントリー倶楽部	2.4
			2 ノーザンカントリークラブ上毛ゴルフ場	1.8
			3 上記以外	2.2
つ	嬭恋村	ゴルフ場用地	1 国道144号線より北側	1.9
			2 上記以外	2.7
と	富岡市	ゴルフ場用地	1 シルクカントリー倶楽部	2.6
			2 21センチュリークラブ富岡ゴルフコース	2.4
			3 富岡倶楽部	2.1
			4 妙義カントリークラブ	1.4
			5 上記以外	2.2
		遊園地等用地		2.4
な	中之条町	ゴルフ場用地		2.1
	長野原町	ゴルフ場用地		2.6
ぬ	沼田市	ゴルフ場用地		3.0
ひ	東吾妻町	ゴルフ場用地		2.1
ふ	藤岡市	ゴルフ場用地	1 グリーンパークカントリークラブ、藤岡ゴルフクラブ	2.5
			2 上武カントリークラブ、ツインレイクスカントリークラブ	2.4
			3 メイレイクヒルズカントリークラブ	2.1
			4 上記以外	2.7
ま	前橋市	ゴルフ場用地		2.8
み	みどり市	ゴルフ場用地		3.2
	みなかみ町	ゴルフ場用地		2.5